

令和7年度 第2回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年5月15日(木) 午後1時30分から午後2時00分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員 なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
中 尾 美 昭	塔 本 順 一	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員 3人

数 田 清 文	高 岡 一 平	松 下 孝 彦
---------	---------	---------

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 長 野 諭

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 議案第 9 号 令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- 報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の
報告について
- 報告第 8 号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第 9 号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第 10 号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第2回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名をお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号から第7号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地が南区别所で市街化調整区域内にあり周辺は果樹と雑種地に囲まれており、地目は田、畑、ため池で現況畑、堤で現況畑8筆、面積は合計3,616平方メートルで現在保全管理中及びハウスの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第2号は、申請地が中区辻之、中区陶器北及び中区上之の市街化調整区域内で、中区陶器北の申請地については農用地区域内にあります。周辺は農道、宅地及び田畑に囲まれており、地目は田12

筆、面積は合計6,739平方メートルで現在保全管理中及び果樹の状態です。

今回、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人が使用貸借による権利を設定し、借り受けるための申請です。

次に、受付番号第3号は、申請地が南区别所で市街化調整区域内にあり周辺は里道敷及び水路敷に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計521平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第4号は、申請地が美原区菅生で市街化調整区域内にあり周辺は田及び植木に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,953平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第5号は、申請地が美原区阿弥で市街化調整区域内にあり周辺は田、水路及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,233平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第6号は、申請地が美原区大保で市街化調整区域内にあり周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,493平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第7号は、申請地が中区伏尾で市街化調整区域内にあり周辺は畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は畑2筆、面積は合計1,532平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上7件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。なお、受付番号第2号につきましては、被設定人が農地所有適格法人であるため「農作業の常時従事要件」は適用されません。

いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第 1 号をご説明いたします。

受付番号第 1 号は、自己転用するものです。申請人は農業者で、申請地は南区檜尾の田 1 筆、面積は 7 6 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、家族内で自動車運転免許の取得者が増え、所有する自家用車が増加することから、車両の置場が緊急に必要なため、自宅隣接の申請地を転用し住宅敷地の拡張を行うものです。

申請は令和 7 年 4 月 2 5 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第 4 4 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び敷地内西側に U 字溝を設置し、北側から公共雨水管に放流する計画です。フェンス等は設置いたしません。周囲に農地はなく特に支障ないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、申請人は南区宮山台4丁に居住する農業者で、申請地は南区和田東の畑と宅地で現況畑が10筆、面積は合計3,689.68平方メートルのうち3,059平方メートル、現在野菜、うね、果樹及び保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第6号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第8号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第1号から第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は803平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第2号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,338平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第3号は、申請地は西区原田の田1筆、面積は532平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ6年、農地中間管理機構から転借人へ6年です。

次に、受付番号第4号は、申請地は西区菱木3丁の田1筆、面積は1,153平方メートルで、現在耕うん済です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第5号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は1,273平方メートルで、現在耕うん済です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第8号の受付番号第6号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第8号「農用地利用集積等促進計画案」をご説明いたします。受付番号第6号をご説明いたします。

受付番号第6号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は779平方メートルで、現在保全管理中です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第9号「令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第9号「令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」をご説明いたします。

本件は、令和7年度第1回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月に発出された農林水産省通知により、全国の農業委員会は成果目標と委員の活動目標を策定し、次年度に総会において振り返りを行うことになりました。また、その振り返り、すなわち国通知における「点検・評価」については、翌年5月末までに総会で決定することとなっております。

なお、点検・評価については、農業委員会は、主に成果目標における達成状況、また、最適化活動を行う委員の皆様は、主に活動目標における達成状況に基づき、それぞれ行うこととなります。

事前にお配りしている「別紙様式4」をご覧ください。この様式が、最適化活動の成果目標及び活動目標並びにそれらの昨年度実績を記載したものとなります。

まず、表の上段が、最適化活動の成果目標となっており、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進の三項目に分かれております。

表の左側から申し上げますと、各項目における昨年度の実績は、農地の集積については、目標の集積率16.0%に対して、今年度末、すなわち令和6年度末の集積率が14.0%。(2)遊休農地の解消等

については 緑区分解消面積の目標 1. 0 h a に対して、0. 3 h a。

(3) 新規参入の促進については、「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積」の目標 3. 2 h a に対して、1. 2 h a となっています。

続きまして、表の下段左側は、最適化活動の活動目標となります。委員の皆様には、昨年度 1 年間、ひと月に 8 日以上活動を、目標としてお願いしてまいりましたが、中立委員を除きすべての委員が平均してひと月あたり 8 日以上最適化活動を行っていただきました。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数のところで、月当たり活動日数の実績が、平均 9. 3 日となり、目標以上の達成となっています。また、遊休農地の解消に向けて設定した(2) 活動強化月間の実施や農業祭当日に設置した相談窓口を位置づけた(3) 新規参入相談会への参加についても、目標回数を達成しました。

以上、表に記載されているこれらの実績を国通知にある点数表に当てはめた結果、表の下段右側の「3 点検・評価結果」、すなわち令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価については、最適化活動の成果と各委員の活動状況に鑑み、「農業委員会の点検・評価結果(評語)」を「目標に対して期待どおりの結果が得られた」とし、また、「最適化活動を行う推進委員等の点検・評価結果」につきましても、26 人全員に対し「目標に対し期待どおりの結果が得られた」とすることをご提案するものです。

なお、本件については、本日ご審議いただき、ご承認いただきましたら、事務局において、国指定の様式を用いて、事務局長専決により 6 月末までに公表手続を行うことといたします。

以上で、「議案第 9 号 令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」、説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第5号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第5号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第5号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は11件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第6号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は申請地が美原区今井の田1筆で、面積は783平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第8号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は申請地が美原区阿弥の田1筆、面積は209平方メートルのうち198.13平方メートル、申請人の年間耕作日数は300日、市街化調整区域内の耕作面積は1,203平方メートル、申請目的は農業用倉庫建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第9号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第30号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第31号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第1号は、申出者が夫で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第2号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第3号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第10号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第60号は、申請地が美原区小平尾の田1筆、面積は867平方メートル、現況は事業所敷地及び雑種地、経過年数は5年以上、次に、受付番号第1号は、申請地が中区上之の畑1筆、面積は261平方メートル、現況は雑種地、経過年数は60年以上で、いずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第2回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第5号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第6号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第7号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第8号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第9号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第5号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第6号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第7号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第8号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第9号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第10号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 北 原 芳 孝

委 員 以 倉 孝 弘

委 員 柳 下 清 隆